

遼東馬市管見

江嶋, 寿雄

<https://doi.org/10.15017/2334024>

出版情報 : 史淵. 70, pp.27-50, 1956-10-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

遼東馬市管見

江島壽雄

一、序

明代遼東で兀良哈・女直の馬と中国の絹布との官營互市が永樂三年三月に開始されたが、その交換率が北方民族に有利であつた為に売馬者が衆くなり、その都度的臨時的な互市では応接に不便を來したので、遂に永樂四年三月常設的な設備と馬市官と云う監督收買の政府機関をもつ馬市が創設された。この場合互市と馬市とは制度的に明かに區別さるべきものであつた。それが混淆されて馬市の永樂三年設置説と永樂四年設置説が行われているが、馬市を常設的收買機関として臨時的一時的な收買である互市と區別すれば永樂三年説を採るべきである。更に遼東馬市設置の理由は、明側の馬に対する需要と、兀良哈・女直の中国物産に対する需要が有無相通する形に於いて交易に結晶したもの即ち經濟的理由によるとするか、それとも明が北方民族の武力による侵略を緩和する為に利を啗わして彼等を慰撫制敵する恩惠的政策的なものと見るか、それとも二つの考え方があり、従来後の理由を重しとする見解が強かつたが、永樂初期の明国内の著しい馬不足の状態と、それに対する成祖の熱心な増馬政策を考究すると必ずしも成祖の孫宣宗が馬市は明として必要な設備ではないが、北夷の生活物資が中国に依存しているから恩惠的に交易してやるのだと云つた言をそのまま採つて永樂初設の馬市に当てはめるわけにはいかないのである。永樂初期には馬不足解決の為明の方でも積極的に頻りに外に馬を求めたのであり、兀良

哈・女直の方でも勿論馬を以て中国物産との交易を希望したので、そこには明かに両方の需給の一致が存在していた。馬市設置は寧ろこの経済的理由を主とするものであつたとしなければならぬ。但し明に於ける増馬政策の成功が永樂十七・八年頃明国内の馬不足を解消して来ると、馬市交易に於ける質量の選択決定馬価の抑制等が可能となり、馬市が明の制夷撫夷政策としての意味を強くして来る。以上の様なことを私は先の小論で述べたのであるが、この遼東初設の馬市に就ては従来誤解せられたまま看過されている点が残っている。その一二について述べることにする。その一つは馬市の数についてである。

二、初設馬市の数と位置

従来遼東に永樂四年開設された馬市は三所と云われている。女直に対する馬市が開原城南に一所、兀良哈三衛に対する馬市が開原城東に一所と広寧に一所計三所と云うのである。しかもこの三所説は明人編著の諸書から清代編纂の諸書まで略々一致して記す所である。即ち明代に成つた大明（正徳及萬曆）会典、遼東志、全遼志、王圻の統文献通考、王世貞の弇州史料前集（市馬考）、及び清代の明史（食貨志）、欽定統文献通考、統通典等々何れも三所説である。併し同じく三所説であるがその内容を検討すると、明代の史料群（A群）は夫々略々同文でありその史料の出所が一つである事、又清代の史料群（B群）も皆同文でありその来源が一つである事、そしてA群とB群では異つた記載がある事等が知られる。史群の最も古い代表的と思われるものを掲げてその異同を示し後の論述に資すことにする。

A群 明正徳會典兵部車駕司馬政

永樂三年立遼東開原廣寧馬市……中略……其立市一於開原城南。以待海西女直。一於開原城東。一於廣寧。以待梁

顔三衛。各去城四十里。……中略……正統十四年革梁顔互市。……

B群 明史食貨志馬市

永樂間設馬市三。一在開原南關。以待海西。一在開原城東五里。一在廣寧。皆以待朵顏三衛。……中略…… 既而城東廣寧市皆廢。惟開原南關馬市獨存。……下略……

A群の遼東志は上掲記事と別の箇所(卷二建置志)で開原の二馬市のうち、女直に對するものを女直馬市、兀良哈に對するものを達達馬市と稱しているので敘述の便宜の爲暫らくそれを借りることにする。廣寧についてはA B共に馬市一所であり、Aでは去城四十里とあるがBではふれていない。明の実録にも永樂四年馬市一所設置を記し、その後その存廢について記事が散見するが何れも一所であつた事は疑う余地はない。その位置に就いて稻葉博士は初設の位置は団山堡の較々東北鉄山にあり、後団山堡に移されたたと簡単に記していられる。初設の馬市が鉄山に在つたことは明實錄永樂十年四月(癸亥)に「徒廣寧鉄山馬市于團山。以草木便故也。」あるので間違いないと思われるが、遼東志(卷二)には「永樂二年設於城北馬市河之陰。成化十一年改設塔兒山西南。十四年又改團山堡後。」とあり、初設は馬市河之陰(南)となつている。馬市河は広寧城西五里の醫巫閭山から発源東流し、広寧城東を廻つて南流する小河であるから、その馬市河之南とあれば広寧城北至近の位置である。恐らく城北数里になるであろう。是と鉄山馬市とが同一のものを指すのか否かが不明である。永樂二年と云えば未だ馬市設置以前であり、或はこの馬市河陰の位置は永樂三年の互市場を指すのかも知れぬ。稻葉博士が鉄山の位置を団山堡の東北に求められたのは去城四十里の位置が初制だとされる為であろうと思われるが、初設は決して去城四十里ではなく、意外に鎮城に近く設けられているので博士の鉄山馬市の位置もそのままは頂けない。或は遼東志の馬市河陰の互市場がそのまま馬市になつたとも考えられ、そこが鉄山馬市であつたとも云えるが、確かな事は解らぬ。永樂十年の団山堡馬市改設後は馬市の位置に変更がなかつたかと云えば是も疑わしい。成化十四年再開の馬市は遼東志は団山堡後(北)とある。皇明職方地図の全遼辺図には明かに団山堡の北方に馬市の字を記入している。これが成化十四年

再開後の広寧馬市である。団山堡が城北三十里。その北方の馬市は正に去城四十里に当るのである。所が遼東志所載の広寧山川地理之圖には団山堡の南で馬市河の北に馬市の字の記入がある。城北二十里位にあたる位置である、この馬市の位置は馬市河陰（南）でなく、従つて遼東志（卷二）で云う初設の位置ではなく、永樂十年鉄山から徒された団山堡馬市の位置を示すものに相違ない。とすると、永樂十年から正統十四年廢止されるまでの広寧馬市は団山堡南にあり、一旦廢止されて再開された時更に遠けられて団山堡北に移されたわけである。

次には開原であるが、前掲A B史料共に馬市二所が設置されたことを云つている。併しその位置は一致しない。Aでは女直馬市は開原城南、達達馬市は開原城東と云い、しかも各去城四十里とあるが、Bでは女直馬市は開原南関、達達馬市は開原城東五里とある。Aでは正統十四年朶顔三衛互市を革めたところのが、Bでは城東広寧市皆廢し、惟開原南関馬市のみ独り残つたと記している。これは正統十四年対兀良哈馬市が閉鎖され、成化十四年復開されるまでの状態を云つていたのである。ここで開原二馬市の位置に関するA B史料の異同を要約しておく。

1、女直馬市を開原の南方に、達達馬市を開原の東方に設置されたとする方向に就いてはA B共同様であるが、2、Aでは城南も城東も開原城より四十里の地点に設けられたとすに對して、Bでは開原に近く、南方は南関に、東方は五里の地点にあるとする点が違つている。

さて開原二馬市の位置についてA B二史料の価値はどちらが高いかを先づ考えると、常識的に清代に成るB群より明人の手に成るA群の方が信憑性が高いと云えるわけだが、実はB群の史料も勿論基づく所があるわけで、それは明実録成化十四年三月（丙戌）の条に見える兀良哈馬市復開についての遼東巡撫陳鉞の上奏であり、Bではこの上奏を多少節略したり補足したりしながらも大体そのまま採用している事は次に掲げる上奏とBとを対照して見れば一見して明かである。

詔復開遼東廣寧等處馬市。巡撫遼東都御史陳鉞奏。永樂間遼東設馬市三處。其一在開原城南關。以待海西女直。其一

在城東五里。其一在廣寧城。皆以待采顏三衛夷人。正統間因漏泄邊事。已罷其二。惟開原南關市獨存。……下略……
とするとA群中の最古の正徳会典よりBの方が更に二十数年古い史料と云うことになる。更にこの事はAの記載そのものがBの原史料即ち成化十四年の陳鉞の上奏に依つてゐるかも知れないと云う事を考えさせる。そう思つて見るとAの末文「各去城四十里」を取り去るとAとBとは大略同意で矛盾しない史料である。即ち共に陳鉞上奏と關係ありと見てよい様である。女直馬市については陳鉞の「開原城南関」の語をAは関を削つて「開原城南」とし、Bは城を削つて「開原南関」としたのであり、達達馬市についてはBは陳鉞の「城東五里」に開原を冠して明確化したのに対して、Aは同じく開原を冠した上で五里を削つてゐるのである。Bの節略補足は陳鉞と同意の線を崩してゐないが、Aでは可なり異つた意味を生じて来る。是等のAの操作は全く後文の「各去城四十里」を附加する為に起つた必要な削除であつたと云える。では何故A群にこの「各去城四十里」が附加されたかと云えば、是は正しく成化十四年再開以後の達達馬市に関する知識に基づくのである。即ち古城堡（開原城西四十五里）南の馬市、或は先述した团山堡北方の馬市は何れも大体去城四十里にあり、是等の達達馬市の距離についての知識を溯つて初設達達馬市に延用してしまつたのである。従つてAは成化十四年以後の再開達達馬市の知識を附加することによつて陳鉞上奏に手を加えてしまつた。これでは南関の女直馬市まで城南四十里に在るかの様なことになつてしまふ。城南四十里はすでに中固城外に達するのである。以上の事から次の事がはつきりする。陳鉞上奏及びBは成化十四年兀良哈馬市再開以前の成化年間に於ける明人の遼東初設馬市についての知識であり、Aは再開された以後の達達馬市の知識によつて歪曲された初設馬市の史料であると。従つて初設馬市を考える場合、陳鉞上奏及びBをAより優先して採り上げるべきであると云える。

史料の系譜を辿るところで当然遼東志が問題にならざるを得ない。私の見得る尊経閣本遼東志には幸に稻葉博士の解説が附いてるのでそれに拠ると、遼東志の第一次刊行は弘治元年で遼東志書と云い、第二次が嘉靖十六年告成で今の

遼東志であり、第三次が嘉靖四十四年刊行で全遼志であると云う。しかも弘治刊本の遼東志書の稿本は永樂中に既に成つて一部は謄写進呈されている。従つて遼東志の記載中には永樂年間に早く蒐集された初期の史料が多く含まれている可能性が強いわけである。上に問題にしたAは勿論遼東志卷三兵食志・辺略・馬市の条にも見えている。このAが皐恭の正統八年の序文をもつ弘治刊本の稿本にも載つていたか否かは今では探る術もないが、若し載つていたとすれば遼東巡撫の陳鉞はそれを見てあの上奏を書いたとする仮定も成り立ち得ないことではない。併しそれにしては陳鉞上奏はAと余りに違い過ぎていゝし、前述の様にAは兀良哈馬市再開以後の知識によるものであるから、遼東志書稿本には記載されていなかったたのであり正徳会典からの転載に過ぎぬと断じたい。所で遼東志にはAと異つた馬市関係の史料が別の所に含まれている、遼東志卷二建置志公署の条にある次の史料がそれである。

開原馬市二

女直馬市

永樂初設城東屈換屯。成化間改設城南門外西。

達達馬市

城西。成化間添設於古城堡南。嘉靖三年改於慶雲堡北。

廣寧馬市一

永樂二年設於城北馬市河之陰。成化十一年改設塔兒山西南。十四年又改團山堡後。

撫順馬市一

達達馬市

城東門外一里。

今問題にするのは開原馬市だけであるが、右の記載を検討すると、イ、城東の馬市と城南の馬市は並置されたのではなく、城東のものが成化年間に城南に改設されたのであること。ロ、従つてこの史料に拠れば初設開原馬市は城東一所しかないこと。ハ、A B 群史料は城東を達達馬市としているのにこれでは城東を女直馬市と云つてゐること。ニ、開原の達達馬市の開設は成化年間城西古城堡南の添設を起源としてゐること等を伝えている。この卷二史料にも成化年間或は嘉靖年

間の知識さえ附加されているが、初設馬市に関しては陳鍼やA・Bと甚だ矛盾する事を記している。即ち彼等では全て開原二馬市の設置を云うのに、是では一馬市を挙げるのみである。どちらが正しいのであろうか。ここで遼東志には永樂以降の古い史料が採訪され集録されている可能性を想起したい。卷二史料は公署の建置に就いての古い記録が伝存してそれによつてこの初設の記事が書かれたと思われぬ。Aと余りに異つてゐるし、基づく所がなくて空に作り上げられたとは思えないから。とすると陳鍼を含めて成化年間以後の初設馬市に関する史料より遙かに古く、しかも直接公署の建置を述べた史料の価値の高い卷二史料が開原馬市一所を説いていることになる。この馬市一所を更に強化する史料はないかと云えば実は更に有力な史料があるのである。切札を出そう。周知の明実録永樂四年三月(甲午)の遼東馬市開設の条には明かに

設遼東開原廣寧馬市二所。初外夷以馬鬻於邊。命有司善價易之。至是來者衆。故設二市。命千戶答納失里等主之。

とある。「開原広寧馬市二所」又は「設二市」とあるので開原一所 広寧一所でなければならぬ。同じく明実録宣徳十年五月(乙亥)に時の遼東総兵官巫凱が馬市収買の馬の処分に就いて奏請した時にも、

巫凱欲將廣寧開原二處所市馬匹。上等者送京師。中等下等者給軍士充戰馬。其不中者給屯種軍餘牧養。種馬送遼東苑馬寺。……

とあり、やはり広寧開原二処である。成化以前の明の実録には初設の馬市が三所であつた事を示す記載は全くなく、あれば右の如く二市であり二処である。そして正にそれを裏書きするのが遼東志卷二の先の史料である。従つて開原初設の馬市は通説に反して一所であつたとしなければならぬ。

この遼東志卷二、それを受けた全遼志の開原に於ける女直馬市と達達馬市の記載は夙に稻葉博士の注目された所であ

る。博士は馬市の位置を述べるに当つて是を引用されたが、次の様に苦しい説明をされている。

「屈換屯の所在は明かならざるが、大概ね威遠堡の東方に在りしなるべし。成化にいたり初制を棄てて城南に改設せりと見ゆ。嘉靖以前の記録に南関市とあるは之を指せるものにて、広順関即ち哈達河の上流に在りしものとは混稱すべからず。全遼志が之を女直馬市と稱するより推して永樂以来海西建州の互市場たるを知る。古城堡の馬市は之を添設せりとあれば、従来の市場の外に新に開設しきと視るを得れど、実は改設せるものと思われざるにあらず。永樂の初設は一は開原の南にて一は開原の東なるが、その東なるは移りて南関外に設けられしことゆえ、南なりしは別に地点を易へしにあらで、自ら古城堡に移されしなるべし。究竟、開原には両市あり、東南なるは女直を待ち、西北なるは兀良哈を待ちしと解するを可とす。但し永樂初設の南市の何れに在りしやは確指するを得ず。」^註

開原二市の先入観が博士を誤らせ、卷二史料とA B史料とを矛盾なく解せんとして混乱し、古城堡南の添設を改設と曲解せざるを得なかつたのである。

以上で初設開原馬市一所の大筋だけは通したつもりであるが、まだ幾つも問題が残る。先づその位置であるが、是は卷二史料を素直に解して屈換屯としてもよいであろうが、決して屈換屯即馬市場ではなかつた様である。その屈換屯の位置を稻葉博士は先掲の如く威遠堡（開原城東三十里）の更に東方だろうと云つて居られるが、是は去城四十里を初制と考へての推定であるから従えない。遼東志卷三沿辺城堡墩台・北路開原等處を見ると、

鎮北堡 官軍三百五十一員名。清邊堡屯可屯兵。馬市屯可按伏。……………

威遠堡 官軍三百五十一員名。雷旗屯可屯兵。曲換屯可按伏。……………

と見える。この威遠堡所屬の曲 (Ch'i) 換屯は屈 (Ch'i) 換屯であると思われし、鎮北堡所屬の馬市屯は馬市に基ずく屯名であるから、屈換屯の外に馬市屯が在つた事は明かである。屈換屯も馬市屯も按伏すべしとあるが、是は開原城攻撃

に對して、上記二堡官軍の一部又は城よりの援兵が伏兵の地とする意であるから、二堡と開原との中間にある村屯であると見られる。即ち屈換屯や馬市屯は威遠堡や鎮北堡の東方にはなく寧ろ西方に求むべきである。読史方輿紀要山東(八)の部に次の記事がある。

鎮北關。 衛東七十里。海西族朝貢市易處。又廣順關在衛東六十九里。靖安堡東。嘉靖中海西族分道款關。因以鎮北

曰北關。廣順曰南關。

これによると、嘉靖以前の海西女直の朝貢市易は鎮北關を経過して行われている。遼東志は鎮北關を開原城東北七十里とす。初設開原馬市は一市であるから、女直のみでなく兀良哈も盛んに出入した事を考えると、東北鎮北關經由が最も便利であつたろう。とすると大体鎮北關から鎮北堡を経て開原に向う路線上に馬市が設けられたと見る方が自然である。しかも去城四十里などと云う離れた所でなく、もつと開原に近い所に求むべきである。陳鉞やBに城東五里の記録すらあるのである。遼東志所載の開原地理之図には馬市の文字がないが、先引皇明職方地圖全遼辺図には鎮北堡の西南即ち威遠堡の西北に馬市の字が記入されて居り、是は正に滿洲の分省地圖奉天省図に見ゆる開原の東北威遠堡に至る途中にある馬市の位置に一致する。この馬市堡は先の遼東志の馬市屯の發展した(要索化した)ものであろう。明実録萬曆四年正月(丁未)の条に明末の馬市の状態を示すものとして興味ある記事がある。その中に「開原設三関三市」の語があり、続けて云う。

王台由廣順關入市東果園。離鎮城十五里。遑家奴等由鎮北關入馬市堡。離鎮城二十里。福餘等夷由新安關入市慶雲堡。離鎮城四十里。近年王台・遑家奴等皆得徑至開原南城牆。混列雜処。安肆貿易。略無界限。……………

この鎮城は云う迄もなく北路參將の鎮城開原を指す。その開原城より東北鎮北關の方向へ二十里の地点にある馬市堡は前述職方地圖の馬市所在地や、現存地名馬市堡と正に同一地点にあたる。私はこれが初設の位置であると思う。馬市は草木

便宜の土地を選んで設備された。当初は無人の草地であつたに違いないから最寄りの部落名屈換屯が設置場所として挙げられたのらう。城東三十里の威遠堡管轄下に属して城との中間にあつた部落屈換屯（城東約十五里か）の更に東北方に連がる地域、そこは開原城東を流れる小清河（城東南で大清河に合流）の流域の草地で従来は名も無かつたか、或は屈換屯の村外れに当つた地域が選定されたのである。そこは馬市の設備を中心にしてやがて聚落をなして馬市屯と呼ばれ、鎮北堡から開原への通路に近かつたので鎮北堡の管轄に入れられた。是が城東の馬市であり、開原初設の馬市である。城東五里と陳鏡及びBでは記されているが是は嚴密には屈換屯の位置を示すものであり、城東十五里の十の脱落か、或は開原城の城壁からの距離でなく、開原の近城即ち郊外の東関区域を開原城の区域内に含めると城東五里程に屈換屯が在つたからであらう。

次に遼東志卷二はこの開原城東の馬市を女直馬市と呼んでいるわけであるが、若しそうであるなら遼東馬市二所のうち広寧馬市は兀良哈に、開原馬市は女直に対して開かれていたのであろうか。そもそも遼東志卷二が記す様に女直馬市達達馬市の区別若くは名称が永樂初設当初からあつたのであろうか。元來遼東互市開設に積極的に動いたのは兀良哈である事は開設の事情を見ると明かである。又産馬は女直には非常に少なく、一部を除いて女直の馬の多くは兀良哈から輸入された。女直が馬市交易に重大な役割を有つのは寧ろ兀良哈の馬市交易が禁止された以後である。即ち交易不能となつた兀良哈と明との仲介として兀良哈の馬と中国の絹布塩米とが女直の手によつて仲継交換されざるを得なくなつたからである。開原初設二馬市、うち兀良哈に一馬市、女直に一馬市と云う事は先述の如く誤りであるが、かかる誤解がおきたことは開原馬市に兀良哈も女直も易馬に來た事を物語る。開原一市と云つてもそれは決して女直専用馬市ではなかつたのである。更にその呼称であるが、開原初設馬市は正式には開原馬市と呼ばれ、通称として達達馬市と呼ばれたのではないかと思ふ。何故かと云えばその後約六十年経て天順八年に開設された建州女直に対する撫順馬市をも遼東志卷二は前掲の如く達

達馬市と称しているから、この場合の達達は広く北方塞外民族の総称としての意味であつて、兀良哈も女直もその中に含まれることは明かである。建州女直専用の馬市すら達達馬市と呼んだとすれば、兀良哈と女直の何れにも開放された開原馬市はより適切な意味で達達馬市と通称さるべきものであつた。この事が後に述べる様に陳鉞を誤らせ馬市三所説を作り上げた大きな理由の一つであると思う。さて正統年間に入つて北西瓦剌の勃興著しく、也先の勢力は韃靼部を抑え、兀良哈に伸び、海西女直の一部すらその支配下に入つた。特に兀良哈は瓦剌の手先となり遼東边防の情況機密を漏洩し、或は是を誘導して辺境に侵寇した。かくして正統十四年兀良哈の馬市交易は全面的に禁止された。殆んど兀良哈専用であつた広寧馬市は閉止されたが、開原馬市は猷明に対して恭順を誓う女直を羈縻する為、女直に対してだけ続開された。この時開原馬市の位置に変更があつたか、元の馬市屯で続けられたかは二様に考えられる。陳鉞やAには正統間又は正統十四年城東馬市が罷められた意味を述べているが、若しそれが廢止の事実を正しく伝へているとすれば、正統十四年三衛馬市禁止と同時に城東馬市屯から開原南関に改設されたと云う事になる。一方遼東志卷二に従えば、この時には移されず元のまま馬市屯で続けられ成化年間に南関に改設と云う事になる。何れを採るべきかに苦しむが、より根本的な史料である実録には開原馬市改設を伝えた記事は全く見当らぬ。卷二史料だけを見ると女直馬市の南関改設と、達達馬市の古城堡添設とが何れも成化間とあるので、成化十四年同時に馬市の改添設が行われたかの様に解されるが、陳鉞が再開奏請をした時には南関馬市は既に在つたので改設は成化十四年では決してない。従つて卷二の成化間改設を生かせば成化初年まで溯らねばならぬ。そうすれば天順八年の撫順馬市開設と關聯させて改設の契機が考えられ得るわけである。併しそれにしても成化初年の改設とすれば成化十四年の陳鉞上奏が僅か十三年以前の南関馬市改設を誤つて初設以来とした事が不可解である。寧ろ正統十四年三衛馬市禁止に続けて馬市改設が行われたと考える方が改設の契機としても妥当であり、正統十四年から成化十四年まで約三十年を経過している為に陳鉞が南関馬市を初設以来と誤る事もあり得る様に思われる。

併し實際は「正統間因漏泄辺事。已罷其二。」と陳鉞が云つてゐる意味は兀良哈三衛に対する罷市を云つてゐるに過ぎなくて、城東の馬市の南関改設を云うのではあるまい。実はこの南関市については更に複雑な事実がある様である。先掲の実録萬曆四年の開原三関三市の記事によると、広順関を通過する哈達の馬市は城東十五里の東果園（嘉靖時添設）に、鎮北関經由の葉赫の馬市は依然として城東二十里の馬市堡に、新安関を入る三衛の馬市は慶雲堡に在るのであり、ただ彼等は勝手に開原城南門外の城墻下に立つ南関市に出入して自由に交易を行つてゐるのである。この場合夫々の三つの馬市と南関市との關係或は性格は何であるかと云う事である。中国の都市は城壁を巡らしていて城外との交通は城門に限られる。城門は一種の税関の役割を有つのでそこを出入する商品には課税される。そこで門外に商貨が聚まり市場が形成される事が多い。開原城は東西南北に各一門があり、その南門を迎恩門と云うが、南門内西方に在城駅があり、南門外に通運所が設けられてゐるし、更に南門外には大清河を渡る清河橋、大平橋の二橋がある。即ち南門は鉄嶺遼陽方面との交通幹線の発着点に当る要所であつたのである。その南門外即ち南関地区に関市が栄えた事は当然であつたらう。城内の人は勿論、城外諸方郊野の人々も百貨を求めて売買に聚つた所である。かうした国内市場への女直・兀良哈の「混列雜処、安肆貿易」とは所謂私市の性格を有つものではないかと思われる。萬曆四年の場合はこの南関市の外に三馬市が存在している。この三馬市は是に対して官市場でなければならぬ。そうすればそもそも成化前に南関に改設された女直馬市が何時また元の城東の馬市堡に移されたのかと云う疑問が生じる。それに就いて記録されたものは見当らぬ。とすると、元々城東馬市屯の馬市は初設以来万曆まで動いていないのではないかとすら思われて来る。この問題を解くには官市と私市に就いて究明する必要があるが、別稿に譲つて、一応の結論を援用して述べておく。明の馬不足の解決と共に私市が発展して来る。馬市屯の馬市で官市の後軍民との私市が行われたが、馬市場での私市は馬市官の監督が厳しく、商品の種類も制限が多かつた。こうして萬曆四年と同じ様な状態が早くから起つた。兀良哈女直は色々な方法で明の制約をぐぐり抜けて豊富

な商品を並べた南関市に出掛けた。恐らくそれは正統十四年三衛馬市禁止以前から見られた現象であつたと思う。その事が城南馬市を初設と考えられる一原因をなしているとも云える。三衛罷市以後は女直のみ南関市に出入した。女直が温順であれば明でも強いてそれを禁止して彼等の反感を買う程の事はなく、やがて何時となしに女直は萬曆の例と同じく官市場たる馬市屯を通過して直接南関市に出掛ける様になつた。一方明の官市は殆んど行われず、ただ朝貢馬の驗審が官の主な仕事である状態であつた。かくて私市即馬市の状態となり南関の私市が公認されたのが城南への改設として伝えられる事になつたものと思われる。その公認の時期はつきりしないが正統十四年以後、成化初年までのうちであると云えよう。^{註11}非常に迂余曲折したが城東初設の馬市が達達馬市と呼ばれていたと考えられること、私市の發展と共に兀良哈や女直が南関市に早くから出入し、やがて正統十四年兀良哈の馬市交易が禁止された後の或る時期に南関私市が公認され、一方城東の馬市は有名無実化して恰かも廢止された形となつたこと、南関馬市は女直専用となり狹義の嚴密な意味では、達達馬市でなく女直馬市と呼ばれるものになつていたこと、こうした諸事情が兀良哈と女直を明確に區別して分離政策を主張する陳鍼をして城東の達達馬市は元來兀良哈専用の馬市であり、南関の女直馬市は初設以来のものであり、全く別個のもので二つの馬市は並設されていたと考えさせたもの様である。開原二馬市説の發生した事情は大体右の様に考えられる。

遼東初設三馬市、その一が女直に、他の二が兀良哈に開かれたと云う三所説に基づいて稻葉博士は靖難の役に於ける兀良哈の援助功勞に応うる成祖の報償の意味を考えられ、又女直と兀良哈の混同を避け相互に牽制せしめんとする明の分離政策を説かれた。^{註11}私も亦嘗て三所説により、是は外夷羈縻の外交政策的意味よりも經濟的意味よりも強いて、結局兀良哈からの馬の収買量が女直からよりも著しく多い為に兀良哈に二所、女直に一所が設置されたとした。^{註12}何れも基礎にした三所説が誤つていたのであり、従つてそれは修正されねばならなくなつた。遼東初設の馬市は広寧開原共

に一所であり、何れも元良哈又は女直に対する専用馬市ではなかつた。但し広寧は当時の滿洲の民族配置状態から殆んど元良哈専用となり、開原は元良哈・女直が分離されずに同一馬市を利用した。明初の外夷に対する分離羈縻政策は行われなかつたとは決して云わないが、こうして馬市の施設にまで貫徹する程強力には遂行されなかつた。ただ馬市利用の實際面から云えば元良哈は広寧と開原の両方に入出し、女直は専ら開原のみを利用したのであるから、元良哈が優遇された様に見られ、そこに政策的報償の意味を認める事も必ずしも不可能ではないが、是は元良哈と女直との産業形態の差異、即ち産馬の多少による経済的現象と見る方が正しい様である。即ち主として馬を多産する元良哈の明の絹布塩米に対する需要と、馬不足に悩む明の馬に対する需要とが一致して馬市が開設されたのであり、女直は初期には脇役として参加したことに基因するのである。

註1 拙稿「遼東馬市起源」東洋史学 第九輯

註2 稲葉博士「滿洲發達史」一九三頁 馬市の位置参照

註3 同右 一九四頁

註4 遼東志卷二、建置志関梁の条参照、現在の地図で見ると東北をとるべきである。

註6 註1に同じ

註7 拙稿「明代女直の馬」史淵第六十三輯

註8 松本洪「支那上代の市場」八税関の条参照

註9 遼東志卷二、建置志駅通、関梁の条参照、開原城の建造、規模等については拙稿「安樂自在二州に就て」史淵第四十八輯にふれておいた。

註10 万歴四年に城東馬市屯の馬市が存在した事は南関馬市の性

格を考える上に重要な手掛りとなる。実録に城東馬市改設の記録がない事と相俟つて官市の馬市堡を動かす私市が分離して南関に移り、私市が専ら繁栄したので馬市即私市と考えられたが嘉靖年間から女直の侵辺に対応して南関私市が再び禁ぜられて開店休業状態にあつて馬市堡の馬市で官市私市共に行われることになつたと考えておきたい。「馬市に於ける私市」として別に詳考の予定である。

註11 稲葉博士、前掲著書 一九一—一九二頁

註12 註1に同じ

附記 本論稿作成中、北海道大学の佐久間重男氏から同氏も遼東馬市は二所であると考えられているとの書信を頃いて、色々とお指教を受けた。記して感謝の意を表したい。

三、遼東馬市の馬直

兀良哈三衛の要請と明国内の馬不足から来る外国馬収買の必要とから遼東辺境でも互市が行はれることになつて永樂三年三月に馬の値段が定められた。(以下三年馬直と称す。)次年の永樂四年三月馬市開設の詔によればこの馬直を善価と称

	絹	布
上上馬	8	12
上馬	4	6
中馬	3	5
下馬	2	4
駒	1	3

している。果して善価であつたか否かと、更に馬直のその後の変動について考えて見たい。
明実録洪武二十六年二月(壬辰)の条に朝鮮の遼東への遣使送馬九八八〇匹に対して紵絲綿布一万九千七百六十匹を酬いたとある。是は洪武二十四年朝鮮に一万匹の市馬の要求があつて順次送馬した結果である。同じことが李朝実録太祖二年六月(庚辰)に明の礼部咨文として見え、それによれば実収過馬九八八〇匹に対して該給馬価段匹綿布を指揮同知王勳をして管運せしめたものが各色紵絲綿布一万九千七百六十匹、その内訳紵絲九千八百八

十四、綿布九千八百八十四、即ち紵絲と綿布各一匹が一馬の代価であつたことが知られる。次に建文三年九月(李朝太宗元年九月)明は堪戰の馬一万匹を易換する為に太僕寺少卿祝孟猷等を朝鮮に遣はした。靖難の役興り軍馬補充の為と思は

品名	等級	五丈布表	五丈布価
大馬	上等		500匹
	中等		450〃
	下等		400〃
中馬	上等		300〃
	中等		250〃
	下等		200〃
段子	上品		90〃
	中品		80〃
	下品		70〃
官絹			30〃
中絹			25〃
綿布			20〃

れる。この時の馬価や絹価等が李朝太宗実録元年十月(戊午)の条に五丈布で示されているが、一つの基準になると思うので次に記しておく。

これによると官絹と綿布の比価は三対二である。右の馬直を官絹及び綿布で表示すれば(端數は四拾五入)次表の如くなる。この時明から朝鮮への實際の給価は上等馬は絹十匹又は段子四匹、中等馬は絹八匹

		絹	綿 布
大馬	上中下	17 15 13	25 23 20
	中馬	上中下	15 13 10
			8 7

		絹	紵	布	段
洪武26年			1	1	
建文3年	上中等	10		(12)	(4)
	中中等	8			
永樂5年		2		3	
" 8年		3		2	

(表中の () は別の評価法を示す)

が要求されて居り、朝鮮側は十月馬三百匹を初運して以来、翌八年三月までに三千匹を九運して遼東に送つて居る。そして四月には明の使臣内史黃儼等が来つて太宗に特賜が行はれているがその馬直については何の記載も見えない。そこで明

又は綿布十二匹であつたと云うから、正に中馬の上等と中等に評価されたのである。朝鮮の堪戰の馬が大体型馬であつたことも知られよう。この給価は朝鮮馬収買に於いて前後に比を見ない程高価であるが、是は全く戰時の急需に應ずる為のものであつたからであらう。馬直の外に諸種の薬材等が加給されている事からも朝鮮の気嫌をとつて買付けられたことが考えられる。次いで永樂になつて実録五年十二月(甲申)の条によれば朝鮮から三千匹の貢馬が遼東に着いたので絹布一万五千匹を之に酬いたとある。同じことを李朝太宗実録について見れば、太宗七年九月(永樂五年九月)(庚申)に明の兵部の咨文によつて馬三千匹の易換

実録の記載に従うと一馬直が絹布五匹となる。この場合絹と綿布が夫々何匹つずか不明であるが、馬直が絹を合せて支払はれる際は絹が少ないのが通例であるので絹^{註1}匹綿布三匹の割合であつたと思はれる。但し次例の如く絹三匹布二匹の場合もあるが、次例が戰勝による嘉賞の意をもつことを考えると先の割合の如く考えるのが妥当であらう。永樂七年(李朝太宗九年)十月朝鮮はまた馬の易換を求められた。永樂帝の第一回漠北親征即ち本雅失里、阿魯台征討の準備であつた。そこで朝鮮は十一月初運以来十九運して期限の翌年二月までに一万匹を運送した。是に対して遠征終了後(永樂八年十月)馬直が支払はれたが、この時は一馬直絹三匹布二匹であつた。以上の朝鮮馬収買の馬直を一括表示すると上の様になる。

(寧夏馬直)

	絹	布
上馬	4	6
中馬	3	5
下馬	2	4
駒	1	3

(安定馬直)

	絹	布
上馬	2	2
中馬	1	2
下馬	1	1

(開平馬直)

	絹	布
上上馬	5	10 18
駒		5

成祖の即位直後（実録洪武三十五年九月壬辰）回回の可古思なる者が寧夏で売馬したいと申し入れて来たので陝西行都司は之を官買して辺防用に充てたいと上奏した。成祖はその上奏に従つて官買させたがその時の馬直は上の如くであつた。

次に実録永楽二年三月（丙寅）によれば安定衛の指揮朵兒只速等の申し入れにより河州指揮僉事康寿等が遙々と安定衛に出向いて馬五百匹を買入れた。この時の馬直は次の如くである。

更に実録には明証はないが正徳（並に萬曆）会典によれば永楽九年開平馬市が設けられた様である。永楽八年の成祖親征によつて阿魯台勢力は屈服しその後直ちに遣使朝貢して居り、一方明では開平衛城を新築して開平を蒙古地方制圧羈縻の前進基地として強化しようとしたのであるから、ここに馬市が設立される理由は確かに根拠があつたと思はれるが詳細は不明である。この開平馬市の馬直が会典に見える。（上左表）但しこの馬直は上上馬と駒のみで他の馬直がないことが特徴的である。上上馬に二種の給価があるが、絹を布に換算すると略同価であるから、上上馬一等云々とあるのは馬の等級差ではなく、支払方法に二種あつたことを云うのである。即ち朝鮮馬直の絹八匹又は布十二匹の又はに相等する一等である。

さて馬直は馬の等級によつて高下があるが、馬の等級に最も詳しいのは建文三年の朝鮮易換馬のそれである。即ち大馬、中馬に大別し、その各を更に上中下三等計六等級に分けている。この等級には主として馬の体高による標準が定められていたと思はれるが不明である。ただ建文三年の際には朝鮮側で獣医をして選馬せしめ、「四尺以上為中馬。三尺以下不納。」としたとある。そして明から換給さ

れた馬直によると前言した如く中馬の上等中等に評価されている。林田重幸氏の教示によれば石器時代、日本の馬に四尺未満の島型（小型）馬と四尺三・四寸の内地型（中型）馬とがあり、前者は朝鮮濟州島馬と同型で後者は蒙古馬と同型であるが、朝鮮からはまた中型馬の骨も発見されていると云う。この二型のうち小型の方が高句麗の果下馬に相当する矮小馬であると思はれるが、堪戰の馬でない為「三尺以下不納」として予め選から洩らされたのである。この場合の三尺以下は三尺九寸以下即ち四尺未満の意である。とすると四尺未満の馬は大馬、中馬に対して小馬、上馬、中馬に対して下馬と等第される筈であり、恐らくそれが更に上中下三等に分けられたに違いない。官品の九品等、戸等の九等第、田品の九等級の区分法と同じく、馬にも九等第があつたわけである。さて朝鮮馬が中上馬、中中馬と評価されたのはそれが蒙古系の中型馬であつたことが知られる。この中馬に対して大馬と等第されるのは恐らく五尺に近い体高をもつ蒙古馬中の高大なものやアラビア系馬を云うのであろう。朝鮮に於ける大馬中馬各三等の等第と異なるのは遼東互市その他に於ける上上馬、上馬、中馬、下馬の区分である。春は上上馬が朝鮮の大上馬又は大馬に相当し、以下の上馬、中馬、下馬は朝鮮の中馬の上中下三等、即ち蒙古系の中型馬の上中下三等の分け方であると思はれる。司馬江漢著「支那の馬」は馬の丈を計る法として、

馬のたけは四尺を定尺とす。四尺に一寸あまるを一寸と云う。二寸あまれば二寸と云う。以下是に推し知るべし。四寸より七寸迄は寸の字をすんといはず、よき（四寸）いつき（五寸）むき（六寸）ななき（七寸）という也。寸の字をきともよむ也。擬八寸九寸をば八すん九すんと云也。九寸にあまるをば長（たけ）に剩ると云也。三尺九寸あるをば、かへり一寸と云也……

とある貞文雜記と云う書を引き、これは支那の書に拠つたものであろうと云つてゐる。彼此考え合せると中国では四尺を一つの標準として是を中馬の下限とし、更に体高、強弱、年齢、毛色等を勘案して九等級を定めたのであらう。今の私に

は明確な等第の基準を知り得ないが、そのうちの中馬三等が主として四尺三・四寸の蒙古系馬を対象にした評価区分であったことは間違いないと思はれる。

さて先述各地の馬直は遼東互市↓馬市開設前後に同じく絹布で表価されたものを眼につく限り拾つたものであるが、是等と比較して遼東の馬直が善価であつたかを確めてみたい。但し絹と綿布の比価は李朝実録により三対二として計算する。建文三年の朝鮮馬直が上等馬絹十四、中等馬絹八匹（又は綿布十二匹）とあるのは稍例外的な馬直であることは先に云つたが、是を遼東馬直の夫々等級と考えられる上馬絹四匹布六匹、中馬絹三匹布五匹に比べる為絹に換算すると上馬絹八匹、中馬絹六匹三分一となり、明かに建文明鮮馬直は略絹二匹程高い。併し是を除いた洪武二十六年、永樂五年、同八年の馬直は何れも遼東のそれより低い。永樂五年のは遼東の中馬より綿布三匹半、下馬より綿布一匹低く、八年のは中馬より綿布三匹、下馬より綿布半匹低い。建文の朝鮮易換馬が中馬の上中に等第されたことを考えると、永樂の時も平均中馬はあつたとせねばならぬと思うが、若しそうであつたとすれば遼東の馬直の方が絹にして二匹、綿布にして三匹程度高かつたと云うこととなる。朝鮮の馬直より遼東の馬直が確かに善価であつたと云えよう。

次に寧夏馬直は遼東の上馬以下と全く同じである。遼東互市の馬直決定にはこの寧夏の場合が参照され延用されたと見られる。ただ寧夏にはない上上馬の価が遼東には添加されている。このことは寧夏の場合は上上馬は上馬に包含されて支払はれたと想像されるのに、遼東では上上馬は上上馬として駿馬等第され、上馬の二倍の給価が獲られたことを意味する。従つて両者の比較に於いてこの場合も遼東の馬直は尤良哈や女直に有利に設定されていると云える。次の安定馬直との比較でも一見明かに遼東が二倍以上善価であることが解る。但し是は河州衛指揮の康寿が買馬絹布を運搬して燉煌南方の安定衛まで出向いて収買したわけであるから、その運搬費労費が計上して差引かかっていると考えねばならぬのであろう。併し馬直だけを採り上げて明側で誇示宣伝すれば遼東の馬直は安定に比して著しく善価であると云い得るのである。開平馬

直は上上馬と駒のみであるが、上上馬の比較ではやはり遼東が緇三匹布二匹だけ高い。ただ駒は若干開平の方が有利になっている。以上によつて朝鮮の建文三年の馬直、開平の駒の価を除いて遼東互市の馬直が他処の馬直より善価であつたことが解る。「善価易之。至是來者衆。」と明実録に記しているのは決して誇張ではなかつたことが知られる。

以上の様に遼東の馬直は實際に他方の馬直より善価であつたが、更に善価をしてより善価たらしめる今一つの条件が考えられる。それは驗馬に際しての明側の態度乃至政策である。驗馬とは馬の高下を等第し、馬の肥壯を検査することであるが、一般に馬の検査の時、その体高、毛色、年齢、肥瘦、不具等が調査されることは周知の如くである。建文三年朝鮮の選馬の際も獣医が毛色を調べ馬高を測定して四尺以上を中馬としたとある。遼東馬市に於ける驗馬も右の様な検査が行はれて一定の規準に従つて馬の等級が決定されたに違いない。故に馬市官に任命される者は馬についての知識を必要とするわけであるが、明実録に見える最初の馬市官答納失里や或は王咬納、遼東志卷五官飾志（馬市官）の条に見える北哥帖木、劉千家奴、田猛克禿等はその姓名から見て明かに北方系の人物であり、収買事務に當つて言語、人情風俗の理解疏通と共にその馬についての博い知識を考慮して選ばれたものと思はれる。驗馬の際、最後の決定は馬市官がしたのであろうが、売馬者側も立ち合つて申し入れを行い、等第の高下を争つたであろう。その場合驗馬に対する明側の態度には経済的要請や、軍事的、對外政策的考慮がはいり得る。永樂初期の明国内に於ける極度の馬不足や、北元勢力から兀良哈・女直を分離して従属化せしめようとする對北方政策や軍事的考慮等から遼東馬市の驗査が比較的ゆるやかなものであつたらう事は善価もて買つたと云う言葉そのものが暗々裡に示している様に思はれる。明末の例であるが萬曆武功録王梟傳に

撫順當開市……然後驗馬。馬則見羸弱癘敗。使者匿不肯告。於是視善馬買。得鑿飽其欲。

とある。明の方では羸弱不具の馬を善馬として買入れることが慣習的に黙認されていた様である。明末程甚しくはなかつたとしても、下馬を中馬に、中馬を上馬にと云う様な寛容な認定は互市設置の初期から行はれて兀良哈等の売馬意欲を一

層刺戟したのではあるまいか。^{註3}善価の意味にはこの様な駿馬の緩かさも含められていた様に思はれる。

永樂三年設定の馬直は実録永樂四年十二月（甲寅）によれば改訂されて絹布の外に穀物を加えて支払はれることになつた。

兀良哈等處告飢。願以馬易米。命所司議其直。遂定上馬每匹米十五石絹三匹。次上馬米十二石絹二匹。中馬米十石絹二匹。下馬米八石絹一匹。駒米五石布一疋。

これでは改訂の理由も明かであるのに、両会典、遼東志、全遼志、王圻統通考、更に明史食貨志等もこの改訂については少しも触れず、ただ王世貞の弇州史料前集市馬考に掲げているだけである。葉向高の采顔三衛考にも簡単に記しているが馬直そのものの前後のつながりは判然しない。是が諸書に記載されなかつたのは飢饉に際しての一時的な給価と解した為ではないかと思う。併しこの改訂を省略したから次の永樂十五年の重定馬直が永樂三年馬直の改訂であるかの様な誤解が生じる。稻葉博士も全遼志によられたので永樂四年改訂馬直を脱してしまはれた。^{註4}併し永樂十五年馬直重定に至る経緯を見ると永樂四年馬直は以後十五年まで行はれていたのであり、それが明の辺儲を空虚にする憂があつたので重定されたのである。このことは葉向高も前掲書にすでに簡単に述べている所であつた。さて永樂四年馬直には三年馬直の上上馬がなく、代りに上馬の次に次上馬が添加されている。併し十五年重定馬直には再び上馬、上馬、中馬、下馬、駒と永樂三年と同じ等級になつて居り、後掲劉江の上奏には明かに四年馬直の米十五石絹三匹の上馬を上上馬と記しているのであり、更に何れの場合も馬が五等級に分けられているのであるから、四年の上馬は三年の上上馬に、次上馬は上馬に相当するものと見て誤りないであろう。ただ何故にこの時等級名称が変えられているのかは明かでない。この馬直を少し分析してみると、先づ中馬の三年馬直は絹に換算して六匹三分一となり、是が四年馬直の米十石絹二匹に相当するわけであるから絹二匹を両方から差引くと、絹四匹三分一が米十石に当つている。結局絹一匹が米二・三石強に換算されている。下馬の場合

は三年のは絹四匹三分二であり、それが四年の米八石と絹一匹に相当するから、結局絹三匹三分二が米八石、絹一匹が米二・二石弱に換算されている。この換算率を用いて上上馬の場合にあてはめてみると三年の上上馬は絹十六匹であるから、四年馬直ではそのうちから絹三匹を支払うと残りの絹十三匹に対しては米約三十石が支払はねばならぬことになる。所が実際の馬直は米十五石であるから上上馬の馬直が更定に際して著しく切下げられていることが知られる。この切下げは上馬即ち四年の次上馬についても行はれ約米二石が減ぜられているが上上馬程著しくはない。

明実録永樂十五年十月丁未の条に時の遼東總兵官都督劉江の上奏が見える。

今歲兀良哈之地旱。太寧衛指揮鎖南等。以馬千匹來易米。前此易米者其數甚不多。止用馬駝。今太寧一衛用車三百輛運米。其慮染顏福餘諸衛皆來則無以給之。況遼東極辺。無他有司供給。守備官軍數多。每年安樂自在二州寄住韃官俸糧費用浩大。而舊定馬價甚高。上上馬一匹米十五石絹三匹。下者米八石絹一匹。如悉依舊例則邊儲空匱。宜令所司更議馬直。樽節糧儲。通增布絹。中半市之。庶外夷蒙博施之恩。而邊儲無不給之患。上曰江所言是。命兵部定議行之。

これによると四年馬直更定後も「易米者其數不多」とあるが、馬市開設時の状況から推すと易米者以外の者即ち元通り絹布と交易する者が多かつたことを思はせる。即ち永樂四年馬直改訂によつて三年馬直は廃止されたのではなく並行して行はれ、易米を欲する者は四年馬直で、絹布を欲する者は三年馬直で交換がなされたのであろう。そして易米者が少なかつたので三年馬直が主として適用され四年馬直は副次的なもの、或は臨時的なものと思われ、その為に十五年の重定馬直が三年馬直の改訂として会典等で誤られたのであろうと思はれる。しかも四年馬直は決して臨時的なものではなく生きていて、兀良哈等が易米を要求する時はそれに従つて支払はねばならなかつた。たまたま永樂十五年兀良哈の地の旱災に際して太(泰)寧衛のみで馬千匹の易米要求があつた。中馬として絹二千匹米一万石の支払となる。この四年馬直による支払では遼東の辺儲への影響が大きいつとして劉江の米を減じ絹布を増す改訂要請がなされ、その「所言是」として成祖は兵

部に下命議させたのが十五年重定馬直である。明実録永樂十五年十一月（乙卯）に

勅遼東總兵官都督劉江曰。爾奏欲更議馬直。已見体国之心。況今年遼東薄収。正宜樽節以舒用。今更定其價。上上馬每匹米五石絹布各五匹。上馬米四石絹布各四匹。中馬米三石絹布各三匹。下馬米二石絹布各二匹。駒米一石布二匹。其他有可以實邊儲者。尚悉心計慮。以副朕倚托之重。

とあるのがそれである。この重定馬直が四年馬直の改訂であることは明かであるが、前に並用されたと推測しておいた三年馬直もこの重定によつて併せて廃棄されたか否かは明かでない。併し会典等が十五年重定馬直を恰も三年馬直の改訂であるかの様に解していることは誤解ではあるが、また一方三年馬直の十五に於ける廃棄を示しているとも考えられる。遼東の馬直として正徳会典に記載されている以上、永樂十五年十一月以後はこの重定馬直のみが準用されたと見ねばなるまい。勿論以上の馬直は皆官による収買の公定価格であり、私市に於ける価格は必ずしも是に従つたわけではないであらう。

	3年馬直	4年馬直	5年馬直
上上馬	16	9.5	10.4
上馬	8	7.3	8.1
中馬	6.3	6.3	6.3
下馬	4.6	4.5	4.2
駒	3	2.8	1.7

最後に三年、四年、十五年の馬直を絹対布を三対二、絹一匹を米二・三石として換算して全く絹で表示してみると次の如くなる。（単位匹）右の換算率は三年馬匹から四年馬直の更定を中馬を基準にして、

それに李朝実録所載の絹布換算率を援用したものであるが、その換算率を用いて四年馬直と十五年馬直の中馬を更に算出すると全く同値を得ることは、支払手段として米絹布を色々と混合しても総価格は等しくなる様に決定されていたことを知らせてくれる。さて上表によれば上馬中馬下馬は、何れの場合も大体一定した数値を示しているが、上上馬は四年に大巾に引下げられて居り、駒は十五年に著しく引下げられている。四年馬直に於ける上位馬の引下げは告飢の際の元良哈に於ける穀物への強い需要、米価の騰貴を考慮しなければならぬ。絹換算では大巾の引下げになるが、穀物支払では元良哈は減価と考えなかつた

のであろう。その意味では中下馬は穀物表価では馬直引上げと感じたかも知れない。しかも上上馬の市易は数が少なく、専ら兀良哈等の利害の關係するのはその供給率の最も高い中型馬即ち上中下馬であつたから、それが穀貴の際も同値に改訂されたことは兀良哈の満足する所であつたに違いない。十五年の駒の減価は恐らく明国内の馬数充足により従来程駒の輸入収買の必要がなくなつたのによる様である。

永樂十五年の重定馬直以後、馬直の改訂はなされなかつた様である。両会典共にそれについて何の記載もないのである。併し永樂十五年（一四一七）から万曆四十六年（一六一八）まで約二百余年間馬直の変動がなかつたとは考えられない。このことは又別に考察すべき問題であるが、恐らく馬市に於ける官市の消滅と私市の發展として理解されねばならぬものと思はれる。（本稿は文部省の研究助成による研究の一部である。）

註1 前掲遼東の馬直の外、この後に示す諸例の多くがそうである。

註4 稲葉博士「滿洲發達史」一九六頁

註2 林田重幸、山内忠平「日本石器時代馬について」日本畜産学会報 第二十五卷 第二一四号

註5 永樂十五年太僕寺在籍馬数は永樂初年の二万三千からすでに五十一万四千余匹に増している。拙稿遼東馬市起源（前掲）参照

註3 後世の例であるが明実録景泰二年十二月丙子の条には瓦剌の貢馬に際して下下等馬を下等馬として給賞した例が見え

掲）参照

**On The Horse Markets of Liao-tung 遼東
In The Ming 明 Period**

By H. Esima

According to the usual opinion, the first founded horse markets in Liao-tung were at three place— one at Kuang-ning 廣寧, the others at K'ai-yüan 開原— in Ming period. And one of them, at the south side of K'ai-yüan-Ch'êng 開原城 was exclusive for the Djurchi 女直 and the rests, at the east side of K'ai-yüan and Kuang-ning, for Urianghai 兀良哈. But, it reveals that there was only one, not two, market at east side of K'ai-yüan-Chêng. Moreover, it was not exclu

sive for Djurchi nor Urianghai, but opened for both,

The higher market price in Liao-tung attracted Urianghai and Djurchi. The market price was stipulate for the first time in the third year of Yung-lâ 永樂 (1405 A.D.), then reformed to be paid in grain and price itself was changed (1406, 1417 A.D.).